

第12章 障がい児入所施設における支援

1 障がい児入所施設における支援に関する国の方向性

- ・ 「障害児入所施設の在り方に関する検討会」にて令和2年2月に出された報告書において、課題と今後の方向性のひとつとして、家庭的な養育環境の推進が挙げられ、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があることが示された。
- ・ また、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、家庭的な養育環境を推進する観点から、より小規模なケアの評価の見直しが行われた。具体的には、従来の小規模グループケア加算について、より小規模なケアを行った場合に評価されるよう見直された。

2 資源等に関する地域の現状

令和6年4月1日現在において、市内における福祉型障がい児入所施設は6か所あり、入所児童数は208人である（定員250人）。そのうち小規模なグループケアによる支援を行っている施設は2か所で、対象児童数は91人である。

3 計画期間における取組方針等

（1）基本的な考え方

- ・ 障がい児の養育の特質に鑑みれば、障がい児入所施設における支援は、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが必要である。
- ・ このため、「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進していくことが重要である。
- ・ 合わせて、入所児童に対するきめ細かい支援のため、施設職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携の強化を図るとともに、入所児童が円滑に地域生活に移行できるよう、自立に向けた支援のため、18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けながら暮らすことができるよう、地域生活への移行を踏まえた支援体制の充実を図ることが必要である。

（2）今後の取組

それぞれの障がい児入所施設の状況を踏まえつつ、ユニット化等により、入所している障がい児ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう働きかけていく。また、ケアの小規模化を推進していくために必要となる人員や報酬単価の設定等について、引き続き国へ働きかけていく。